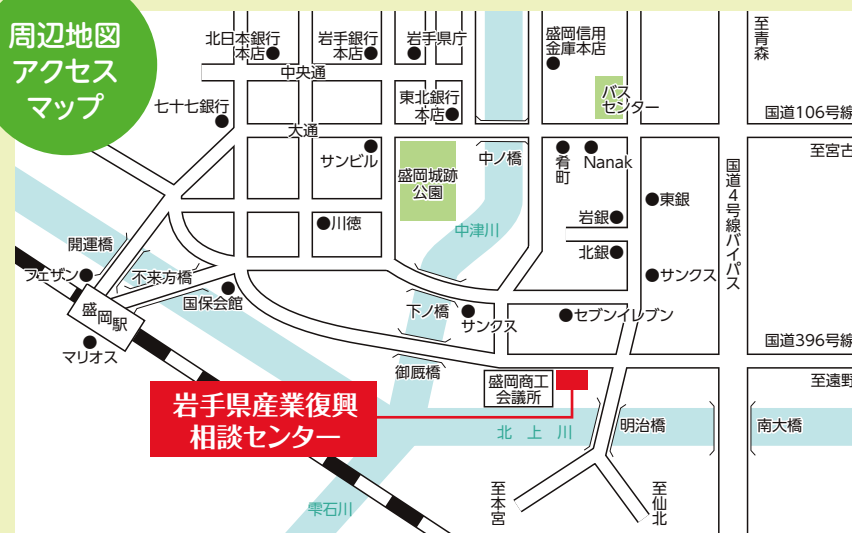


● 岩手県産業復興相談センター連絡先 ●

センター名	団体名	住所	TEL	FAX
岩手県産業復興相談センター	盛岡商工会議所	〒020-0875 盛岡市清水町14-17(センター所在地)	019-681-0812	019-681-0827
産業復興相談センター釜石事務所	釜石商工会議所	〒026-0021 釜石市只越町1-4-4	0193-22-2434	0193-22-1600
産業復興相談センター宮古事務所	宮古商工会議所	〒027-0074 宮古市保久田7-25	0193-62-3233	0193-63-6131
産業復興相談センター大船渡事務所	大船渡商工会議所	〒022-0003 大船渡市盛町字中道下2-25	0192-26-2141	0192-27-1010
産業復興相談センター久慈事務所	久慈商工会議所	〒028-0065 久慈市十八日町1-45	0194-52-1000	0194-52-1051
産業復興相談センター岩泉事務所	岩泉商工会	〒027-0501 下閉伊郡岩泉町岩泉字中野40-42	0194-22-3245	0194-22-5399
産業復興相談センター大槌事務所	大槌商工会	〒028-1131 上閉伊郡大槌町大槌第12地割25番地2 産業復興団地D棟2	0193-42-2536	0193-42-3424
産業復興相談センター田野畑事務所	田野畑村商工会	〒028-8407 下閉伊郡田野畑村和野532-13	0194-34-2304	0194-34-2090
産業復興相談センター野田事務所	野田村商工会	〒028-8201 九戸郡野田村大字野田19-2-14	0194-78-2012	0194-78-2021
産業復興相談センター洋野事務所	洋野町商工会	〒028-7914 九戸郡洋野町種市23-27-1	0194-65-4111	0194-65-4112
産業復興相談センター普代事務所	普代商工会	〒028-8332 下閉伊郡普代村第9地割字銅屋13-2	0194-35-2132	0194-35-2230
産業復興相談センター山田事務所	山田町商工会	〒028-1351 下閉伊郡山田町長崎3-6-18	0193-82-2515	0193-82-0677
産業復興相談センター陸前高田事務所	陸前高田商工会	〒029-2205 陸前高田市高田町字鳴石50-10	0192-55-3300	0192-54-4714

周辺地図
アクセス
マップ



岩手県産業復興相談センター

〒020-0875 盛岡市清水町14-17中圭ビル1F TEL 019-681-0812 FAX 019-681-0827

※盛岡商工会議所会館の隣りのビル1階になりますので、来所いただく際はご注意ください。

岩手県産業復興 相談センターのご案内

二重ローン
でお悩みの方

事業の
復旧・復興
でお悩みの方

ぜひご相談
下さい！



当センターでは、被災からの復旧・復興を
目指す事業者の皆さまの資金繰りや
事業計画の策定などの相談を受け付け、
お力になれるよう、最大限努力してまいります。



● 岩手県産業復興相談センターのご紹介 ●

「岩手県産業復興相談センター」は、東日本大震災により甚大な被害を受けた中小事業者等の事業の再開や事業再生を支援するために設置された公正中立な公的機関です。

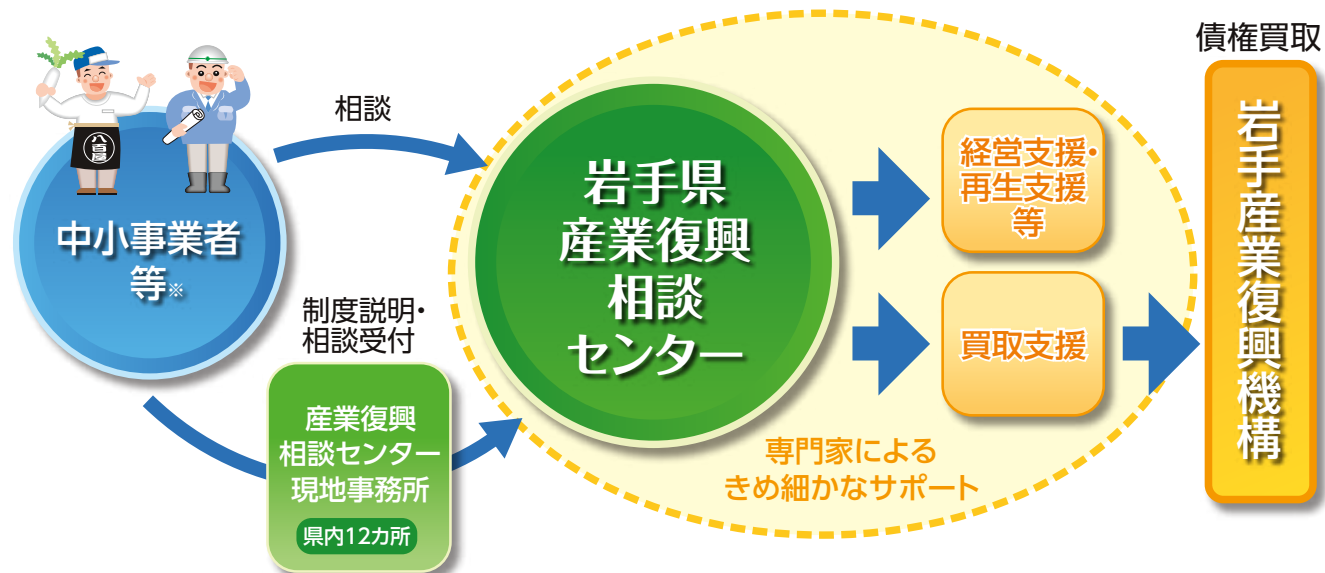
盛岡商工会議所の岩手県中小企業再生支援協議会が設置主体となり、専門家がワンストップ窓口で相談を受け付けます。

また、沿岸部を中心とした県内12カ所の「復興相談センター現地事務所」でも制度説明、相談の受付を行います。説明会や出張相談も実施しておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

センターの支援内容

当センターでは面談で相談の内容やいただいた資料をもとに、被災の状況や経営上の問題点、具体的な課題を把握し、課題の解決に向けて、専門家がきめ細かなサポートを実施し、経営支援・再生支援等を行います。また、産業復興機構が行う金融機関等からの債権買取を支援しております。

● 当センターの活用イメージ ●



※個人事業者、小規模事業者、農業協同組合法に規定する農事組合法人、医療法に規定する医療法人及び社会福祉法に規定する社会福祉法人等を含む全ての事業者(ただし、大企業は除く。)

もっと
知りたい

岩手県産業復興相談センター

～皆さんの疑問にお答えします～

Q1

センターでは、どのような支援を受けられるのですか？

A1

早期事業再開に向けたアドバイスや幅広いサポートを行います(原則として無料です)。主な内容は次の通りです。

- ①信用保証制度や制度融資等の支援施策のご案内
- ②外部専門家や関係支援機関のご紹介
- ③事業計画の策定支援
- ④産業復興機構による債権買取の支援



Q2

債権買取支援とはどのような支援ですか？

A2

例えば、設備等が流出して新設が必要な場合等、震災前の借入金の返済負担が大きく、新規融資を受けることが困難となっている事業者について、金融機関と調整等の上、産業復興機構が債権の買取を行い、元金・金利の返済を一定期間凍結することで金融機関からの融資を受けやすくする支援です。



Q3

産業復興機構に買い取られた債権はどうなるのですか？

A3

元金・金利の返済が一定期間凍結されます。そして、業績の回復後、事業者の業況(返済可能な金額等)を確認したうえで、センターと産業復興機構は本格的な事業再生計画の策定支援を行い、地域金融機関等への債権譲渡を通じて、被災事業者の事業再生を支援します。



Q4

相談内容が外部に知られることはありませんか？

A4

ご対応させていただく専門家は守秘義務を負っており、みなさまのプライバシーはもちろん、企業の機密情報やノウハウなどのような情報についても、秘密が守られますので安心してご相談下さい。

